

10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

〔1〕都市機能の促進の考え方

【砂川市第5期総合計画重点課題の推進】

中心市街地は、商業・業務系施設や公共施設、住宅など様々な都市機能が集まり、経済活動やコミュニティの中心として長い歴史の中で文化と伝統を育んできた「マチの顔」である。

しかし、近年、人口の減少、空店舗の増加、近隣市における大型店の進出などにより中心市街地の活力が低下してきている。

このため、人々が集い、住み、賑わいを生み出す場として、商店街の魅力を高め、高齢者などが快適に過ごせる環境を整え、まちなかの居住を進めるなど、中心市街地の活性化を図る。

特に砂川駅東部地区は、市の中心に位置し、中心商店街や公共施設に隣接する立地条件にあり、核となる施設や住宅地の配置、道路などの都市基盤を整備し、計画的に開発を進める。

さらに東西市街地の交通アクセスを改善し、市街地の連担による一層の活性化を図る。

【砂川市第5期総合計画土地利用の基本方針】

市街地地域は本市の歴史とともに発展し、鉄道や国道の利便性から市役所、市立病院等の公共施設、業務系施設、店舗・娯楽施設等が集中した既成の中心市街地として形成されており、これを取り巻くように住宅地が形成されている。

近年、中心市街地の環境は商業形態の変化と車社会の影響により、商店街の衰退と空洞化が進み、商業環境の再構築による活性化が求められている。

このことから、今後は高齢化社会対応を踏まえ、国道沿道および中心市街地は商業系地域として、土地利用の推進を図るとともに商店街の活性化による魅力ある中心市街地形成に努める。

【砂川市都市計画マスタープラン基本構想】

◆市街地ゾーン

本市の人口は、昭和35年以降減少を続け平成12年の国勢調査では21,072人となっており、それに合わせ市街地の人口も減少傾向となっている。総合計画では基盤整備や産業の振興、保健医療、福祉などのあらゆる分野での各種施策を積極的に展開することによって平成22年の目標人口を22,000人と想定しており、今後も急激な人口増がそれほど見込めない状況となっている。

このような背景を踏まえ、市街地内の人口・産業規模に見合った市街地形成を図るため、現在の市街地を将来市街地の基本として位置付け、健全な土地利用の誘導と効率的な都市機能の充実を目指す。

〔2〕都市計画手法の活用

【準工業地域における大規模集客施設の立地制限】

近年、車社会の到来や消費生活の変化に伴い、郊外への大規模集客施設進出による市街地の空洞化に加え、当市においては人口の減少や少子高齢化も進展してきている状況から、都市機能が集積され、日常生活需要が満たされるコンパクトな中心市街地を形成するため、土地利用対策として郊外への大規模集客施設立地の規制を行い、中心市街地の活性化を図る。

具体的な方策として、市内全ての準工業地域において特別用途地区を設定し、砂川市内郊外における大規模集客施設の立地制限を行うこととしている。(平成19年11月条例施行予定)

これにより、砂川市の都市計画区域 1,159ha 中、約 185ha の準工業地域に 10,000 m²を超える大規模集客施設の立地を制限する「特別用途地区」を都市計画に定めることについて、平成19年5月25日開催の砂川市都市計画審議会(予備審査)において承認、9月5日開催(予定)の砂川市都市計画審議会(答申)および平成19年第3回市議会定例会(9月開催予定)において特別用途地区内の建築規制を定める条例の提案、議決後、平成19年11月30日施行する予定である。

砂川市都市計画審議会(予備審査)議案

議 題	砂川都市計画特別用途地区(大規模集客施設制限地区)決定について
面 積	約185ha

◆大規模集客施設の立地制限に関する今後の予定

平成19年 5月25日 都市計画審議会(予備審査)

平成19年 6月26日 砂川都市計画特別用途地区(大規模集客施設制限地区)説明会(地域交流センターゆう)

平成19年 6月27日 砂川都市計画特別用途地区(大規模集客施設制限地区)説明会(北地区コミュニティセンター)

平成19年 6月28日 砂川都市計画特別用途地区(大規模集客施設制限地区)説明会(南地区コミュニティセンター)

平成19年 8月16日(予定) 都市計画案(特別用途地区)の縦覧(平成19年8月30日まで予定)

平成19年 9月 5日(予定) 都市計画審議会(答申)

平成19年 9月 平成19年第3回市議会定例会に建築条例を提案予定

平成19年11月30日 都市計画(特別用途地区)の告示、建築条例施行

〔3〕都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等

現在、砂川市の中心市街地には下記のとおり、市役所、市立病院、公民館・図書館、ふれあいセンター、地域交流センター等の公共施設がある。

施設名	敷地面積	施設状況
市役所	5,457 m ²	
市役所宮川連絡所	福祉複合施設内	
給食センター	3,364 m ²	
シルバー人材センター	266 m ²	
砂川消防署	4,853 m ²	近隣の奈井江・浦臼と連携した広域消防組合。
砂川警察署	4,809 m ²	
社会保険事務所	2,012 m ²	中空知管内唯一の施設。
商工会議所	803 m ²	
公民館・図書館	11,542 m ²	
地域交流センターゆう	12,705 m ²	地域の芸術・文化活動の拠点。
市立病院	11,271 m ²	中空知地域の地域センター病院として機能。
特別養護老人ホーム福寿園	2,204 m ²	入所定員 100 人の老人施設。
ふれあいセンター	4,819 m ²	乳幼児から高齢者まで幅広い世代に対応した保健センターおよび老人福祉センターの複合施設。
職業安定所砂川出張所	856 m ²	中空知管内に滝川と砂川の 2 箇所のみ施設。
南地区コミュニティセンター	5,107 m ²	地域のコミュニティ施設。南・東保育所の統合による新保育施設を併設。

このうち、地域交流センターは、老朽化した市民会館の代替施設として駅東部へ平成 19 年 1 月にオープン。同じく特別養護老人ホームも平成 19 年度中に駅東部への移転建替えが終了する。また、市立病院は現院舎に隣接する市民会館跡地および特別養護老人ホーム跡地への改築準備が進んでいる。今後においてこれらの公共施設は、中心市街地から郊外へ移転する計画はない。

●都市機能の集中

* 公共施設位置図 *



* 金融機関位置図 *



〔4〕都市機能の集積のための事業等

特別養護老人ホーム移転改築事業
市立病院改築事業